

# 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の葬儀式等について 法要等の執行にあたってのガイドライン

令和2年4月9日

浄土宗総合研究所

〔令和2年4月13日一部改訂〕

- ・今は感染防止対策を徹底させ、うつらない、うつさない、うつさせないようにしましょう。
- ・感染者の葬送については、お骨になった後でも枕経・通夜・葬儀をとめ極楽浄土へとお見送りいたしましょう。
- ・正しい知識・現状認識のもと、感染者遺族や故人に対する差別事象が発生しないよう、遺族に寄り添いましょう。

## はじめに

この度の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみ申しあげます。また、感染の影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。さらには医療現場の最前線で活動されている医療従事者の皆様に敬意を表するとともに、一日も早くこの感染症が終息をむかえることを望みます。

新型コロナウイルス感染症罹患者の急速な増加は、私たちの日々の法務にも様々な影響をもたらしています。このような状況に対応して、日常法務を含めた法要等の執行にあたってのガイドラインを作成しました。日々の活動のご参考になれば幸いです。

## 重要な点は感染症の感染拡大の防止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況は地域によって大きく異なりますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令された7都府県における感染拡大は、特に厳しい状況にあることは皆様方もご承知のことと存じます。また、感染症の拡大に関する関心や問題意識も地域によって異なると思われませんが、現時点では国内の感染症拡大の終息に向けて感染拡大防止を最優先課題とする必要があると考えられます。

日常法務に関しては檀信徒の皆様のご意向を尊重しながら、感染症拡大の防止を念頭に執行することが重要と考えます。また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の葬儀式等に関しては、感染防止策の徹底が特に必要と考えられます。

## 感染症でお亡くなりになられた方のご遺体について

厚生労働省は「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）令和2年4月2日時点版、3. 遺体等を取り扱う方へ<sup>(1)</sup>」の中で「遺体を非透過性納体袋に収容・密封後に、納体袋の表面を消毒してください。遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態でご火葬するよう努めてください。」としています。これは「新型インフルエンザ等対策ガイドライン<sup>(2)</sup>」の内容を準用したもので、ご遺族のご意向を尊重するという配慮を示しつつ、感染拡大の防止を目標としています。感染症による死亡者が最も多い東京都区部でのご遺体の取扱い<sup>(3)</sup>は、概ね以下の手順で行われています。

- 1) 死後24時間以内に火葬が可能であるが、必須ではないため制約はない。
- 2) 医療機関で、遺体を非透過性納体袋に収容・密封後、納体袋の表面を消毒。
- 3) 遺体搬送業者が、医療機関から納体袋を受け取り、納体袋ごと納棺し、火葬場に搬送する。
- 4) お棺を受け取った火葬業者は、感染防止のため防護服、手袋、マスク、フェイ

マスクを着け、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態でご火葬する。

5) 荼毘・収骨後ご遺族にお渡しする。

火葬、埋葬に関する具体的な方針は全国一律ではなく、各都道府県あるいは保健所が設置されている市町村の衛生主管部局から示されることとなります。現時点でそのような方針が公式に表明されている自治体は見られず、今後具体的な適用を重ねながら実施されていくものと考えられます。各地域で主管部局や地域の葬祭業組合等と情報交換を行いながら、状況に対応していただきたいと思っております。

要約すれば東京地域では、感染症指定医療機関内で遺体を非透過性納体袋に収容・密封後、納体袋の表面を消毒した状態で遺体の搬送作業者に受け渡され、ご遺族の承諾を得た後、荼毘に付され、ご遺骨としてご遺族に引き渡されるという手順です。これはご遺体との接触者を最小限にし、遺族・親族、会葬者、僧侶、葬祭業者、関連業者（搬送業者、火葬業者）等関係者への感染を避けるためと考えられます。また、火葬担当者から感染者が出た場合には消毒のために火葬場の一時閉鎖が必要になり、火葬の遅滞と長期間待機がもたらされます。火葬場によってはこのような状況を避けるため、極めて厳しい感染防止対策が実施されています。

### **新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の葬儀式等について**

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方のご遺体は、前述のように感染防止を図るために一般的なご遺体の取り扱いとは異なる方法・手順で行われます。例えば、遺族の火葬立ち会いが出来ない場合が多いこと、火葬時間は早朝あるいは通常火葬が終了した時間帯で行われること、火葬待合室が使えない等、火葬場によって条件が変わります。東京都区部で利用する火葬場ではほとんどの場合、遺族は火葬の立ち会いも出来ず、収骨も出来ずに、ご遺骨が引き渡されることになるようです。

さて、浄土宗総合研究所で平成21年3月に浄土宗全寺院に対して行った「お葬式

の実態に関する寺院アンケート<sup>(4)</sup>」調査によれば、枕経・通夜・葬儀・初七日など葬儀に関連する法要は地域によって大きく異なります。枕経が必須の地域がある一方で、枕経がほとんど行われぬ地域もあります。葬儀の執行にかかる僧侶の数についても、地域によって大きな差があります。葬儀を火葬前に行うか、火葬後に行うかについても地域によって大きく異なります。地域で異なる葬儀の手順がいかなる過程を経て定着したかは分かりませんが、地域それぞれの方法があります。

このような違いがあるにせよ、浄土宗の葬儀式は「阿弥陀仏の来迎引接を仰ぎ、故人に剃度・引導作法を行って仏弟子とし、念仏を称えて極楽往生を念じすすめる儀式<sup>(5)</sup>」であることは通底するところです。新型コロナウイルスという人類が初めて遭遇したウイルスへの対応を考える中で、浄土宗としての葬儀式の基本さえ実現できるならば、葬儀式執行の変更は許容できるものと考えられます。火葬後葬になった場合にも、火葬前葬と同様の方法でご遺骨の前で枕経・通夜・葬儀を営むことをお願いします。

### **ご遺族への寄り添いについて**

ご遺族の皆様には家族の一員を失った悲しみばかりではなく、新型コロナウイルスに感染していたということによって社会から疎外されるという二重の苦しみを受ける可能性があります。そればかりではなく、新型コロナウイルスに感染したというだけで世間から白い目で見られることがあるかもしれません。

日本赤十字社では「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」<sup>(6)</sup>のなかで、新型コロナウイルスによってもたらされる3つの感染症として、第1の感染症「病気」、第2の感染症「不安」、第3の感染症「差別」を指摘しています。第1の感染症は説明するまでもなく病気としての感染症です。第2の感染症は未知のものに対する不安と恐れです。強い不安や恐れは私たちの心の中で膨らみ人から人へ伝染します。第3の感染症は嫌悪・偏見・差別です。人々の心の中で膨らんだ不安や恐れは、それを解消す

るための本能的反応としてウイルスに感染した人や感染症で家族を失ったご遺族を嫌悪し、日常生活から遠ざけたり、差別したりするなど人々の信頼関係を壊すように行動することになります。

私たちに出来ることは万全の感染予防対策を講じ、新型コロナウイルス及び感染症に関して正しい知識、正しい現状認識をもって落ち着いた行動をし、嫌悪・偏見・差別事象が発生しないように留意するとともに、遺族の心情に寄り添うことであると思います。

### **感染予防対策について**

私たちが当面对応できることは日々の徹底的な感染予防です。私たち寺に生活する僧侶や僧侶家族、寺の職員一人一人が感染予防を行うことが、広範囲な感染を防ぐ第一歩です。このため日常的な法務の実施にあたっては感染予防策をとることが重要で、3つの密「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けるようにしてください。法事や葬儀会場は、換気が悪い、多数が集まる、間近で会話や発声が行われやすい場所です。下記項目に参考にして設定をお願いします。

#### **【法事・葬儀にあたって】**

- ① 参加者（会葬者）の座席間隔を空ける。
- ② お焼香の間隔を空ける。
- ③ 十分な換気を行う。
- ④ 儀式・法話時間の短縮
- ⑤ 導師と参加者間に十分な距離を取る

また、会場設定ばかりでなく僧侶自身が感染源にならないように、自分自身が感染しないように気をつけましょう。

### 【寺が感染源にならないために】

- ① 僧侶、僧侶の家族および寺の職員は3つの密が重なるような場所を避けて行動する。
- ② 毎日、体温測定を行う。
- ③ 手洗い・うがいを励行する。
- ④ 自坊をはじめ建物に入るときには、アルコール除菌剤による手・指消毒を行う。
- ⑤ 発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ、味覚・臭覚障害等がある場合は活動しない。

### おわりに

緊急事態宣言が発出されたあと、対象地域では年中行事の中止を余儀なくされたり、法事の中止や延期の申し出があったり、その対応に追われているものと思います。また、お葬儀に関しても規模の縮小が行われていると思います。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が永遠に続くわけではありません。長期的に対応する必要があるかもしれませんが、僧侶自身が感染しないように気をつけて行動し、また寺院での活動が感染源とならないように対策を講じ、一日も早くこのような事態が終息するように祈念しましょう。

### 【参考資料】

- (1) 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）令和2年4月2日時点版」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html)
- (2) 内閣官房「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl\\_guideline.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_guideline.pdf)
- (3) 東京都葬祭業協同組合「新型コロナウイルス感染ご遺体の対応—火葬場情報とりまとめ—」令和2年3月31日現在
- (4) 浄土宗総合研究所「現代葬祭仏教の総合的研究」平成24年3月31日発行  
<http://jsri.jodo.or.jp/archive/report.html>
- (5) 浄土宗「新纂浄土宗大辞典」957頁「葬儀式」  
<http://jodoshuzensho.jp/daijiten/index.php/葬儀式>
- (6) 日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」  
<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>